

イオン株式会社

2023年7月14日

サステナビリティ・リンク・ファイナンス フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：新井 真美

格付投資情報センター（R&I）は、イオンが2023年7月に策定したサステナビリティ・リンク・ファイナンスフレームワーク（以下、本ファイナンスフレームワークとする）が「サステナビリティ・リンク・ボンド原則¹」（2023）、「サステナビリティ・リンク・ローン原則²」（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) KPIs（Key Performance Indicators）の選定

- KPIs は以下の KPI-1、KPI-2、KPI-3 で構成される。KPIs はいずれも一貫した方法で測定・検証可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。
 - KPI-1 は CO₂ 排出量の削減率である。イオンの CO₂ 排出量の 9 割が電力由来であることから、店舗使用電力の CO₂ フリー化率（%）を具体的な指標とする。CO₂ フリー化した年間電力使用量（kWh）を年間電力使用量（kWh）で除した値の百分率として定義し、イオンの連結対象子会社が運営する日本国内の全店舗を対象とする。
 - KPI-2 は使い捨てプラスチック使用量の削減率（2018 年度比、%）である。容器包装リサイクル法の特定事業者該当するグループ各社が同法に基づく定期報告のために把握する容器包装使用量のうち、プラスチック製容器包装と PET ボトルの重量合計（kg）として、売上 1 億円当たりの使用量（原単位）と定義する。
 - KPI-3 は食品廃棄物の削減率（2015 年度比、%）である。食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者該当するグループ各社が同法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の実施量の把握・報告のため算出する発生原単位（売上高原単位、kg/百万円）として定義する。
- KPIs は中核事業である GMS 及び SM を含む小売事業全体と結びついており、自社の事業活動からの直接・間接排出（Scope 1・2 総量）及びサプライチェーンの上流・下流における事業活動からの間接排出のうち、Scope 3 のカテゴリー 1（購入した製品・サービス）の一部を網羅する重要な指標である。
- KPIs は以下の通りイオンのサステナビリティ経営において戦略的意義を有するとともに、国やセクターの課題に対応するものである。
 - KPI-1 はイオンサステナビリティ基本方針で定める重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」に対応している。イオンはパリ協定と整合する脱炭素化の取り組みを進めており、2018 年にイオン脱炭素ビジョンを策定し、RE100 にも加盟した。2021 年にはより高い CO₂ 排出削減目標を設定し、SBT 1.5°C 目標準拠の認定を受けるとともに、新たな CO₂ 排出削減目標に基づき脱炭素ビジョンを改訂、国内全店舗の脱炭素化を 2040 年に達成すると掲げた。イオンは KPI-1 を当該中間目標「2030 年までに店舗使用電力の 50% を再生可能エネルギーに切り替え（国内）」に基づき設定している。KPI-1 はイオンの小売事業を通じて、国内の再エネ主力電源化や災害レジリエンス向上といった社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。
 - KPI-2 は重点課題「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは 2020 年 9 月、2030 年までに使い捨てプラスチックの使用量を 2018 年度の半分に減らすこと、トップバリュで使用するプラスチックを環境・社会に配慮した素材に変更し、ペットボトルについては 100% 再生または植物由来素材への転換を目指すことをイオンプラスチック利用方針として掲げた。KPI-2 は当該目標に基づき設定している。KPI-2 はイオンの小売事業を通じて、生産者や消

¹ 国際資本市場協会（ICMA）が策定・改訂。

² ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）並びにローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）が策定・改訂。

費者に使い捨てプラスチックの使用量削減と持続可能な生産・消費形態への移行を促すもの。プラスチックの生産・廃棄にともなう温室効果ガスの排出、マイクロプラスチックの流出による海洋汚染といった、プラスチックにまつわる複合的な社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。

- KPI-3は重点課題「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは2017年10月、食品廃棄物を2025年までに発生原単位で半減（2015年度比）させることをイオングループ食品廃棄物削減目標として策定した。イオンはKPI-3を当該目標に基づき設定している。KPI-3はイオンの小売事業を通じて、生産者や消費者に持続可能な食料システムへの移行を促すもの。食料の過剰生産、食料ロス・廃棄にともなう温室効果ガスの排出といった社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。

(2) SPTs (Sustainability Performance Targets) の特定

- ・ SPT-1は2030年までに店舗使用電力量の50%を再生可能エネルギーに切り替えることである。
 - SPT-1は科学的に根拠があると認められたCO₂排出削減目標（SBT 1.5℃）と整合的で野心的な水準である。改定後のイオン脱炭素ビジョンとその中間目標は、SBT 1.5℃目標認定を取得したイオンのCO₂排出削減目標に基づいて策定されている。またSPT-1は2020年を起点として年間約5.0%の速度でCO₂フリー化を進めることと同義であり、これはRE100が推奨する2040年に90%以上を達成するのに必要な速度と整合している。
 - SPT-1は従来通りの取り組みでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。達成に向け、イオンは再エネの自家消費や地産地消を可能とする多様な調達手段を開拓し、複線的に調達量の拡大を進めていく。主な調達手段はオンサイトの屋根・カーポートを活用したPPAに加え、オフサイトでは耕作放棄地や遊休地での低圧・分散型太陽光発電からの自己託送や野立て・営農型太陽光発電、一般家庭からの卒FIT余剰電力の買い取り等を拡大していくことが想定され、不足分は地域の再エネ由来の非化石証書付電力を系統電力から調達するなどで補う。
- ・ SPT-2は2030年までに使い捨てプラスチック使用量を2018年度比で50%削減することである。
 - SPT-2は2018年度を起点に2030年までに年間約4.2%の速度で排出抑制を進めることと同義である。これはプラスチック資源循環戦略のマイルストーンや3R推進のための自主行動計画といったベンチマークを大きく上回る野心的な水準である。
 - SPT-2は従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。達成に向け、イオンはPB商品における飲料のラベルレス化、洗剤の量り売り、バイオマス素材使用などの環境配慮型商品の導入等の取り組みを拡大する。
- ・ SPT-3は2025年までに食品廃棄物（発生原単位ベース）を2015年度比で50%削減することである。
 - SPT-3は2015年度を起点に2025年まで年間約5.0%の速度で食品廃棄物の発生抑制を進めることと同義である。これはSDGsのターゲット12.3や政府が食品廃棄物等の発生抑制のために設定する業種別目標を大幅な前倒しで達成することに相当する野心的な水準である。
 - SPT-3は従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。達成に向け、イオンは製造・加工段階における小分け・小容量サイズへの見直し、新技術導入による消費期限の延長、賞味期限の年月表示への切り替え、店舗での廃棄量の可視化等の取り組みに加え、売れ残りや過剰発注の防止に資するAI・デジタル技術導入を拡大する。

(3) 債券・ローンの特性

- ・ 本ファイナンスフレームワークの適用対象は債券とローンを想定している。本ファイナンスフレームワークで規定するSPTsの達成状況に応じて寄付が義務付けられる。
- ・ SPT未達成の場合、償還までに、債券もしくはローンによる調達額に対して各SPTの充足条件に応じた金額の寄付を行う。寄付先の候補は、イオンサステナビリティ基本方針で掲げる「脱炭素社会の実現」に資する活動をしている公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定NPO法人・地方自治体やそれに準じた組織とし、適切な先を選定する。
- ・ 財務・構造的特性を定義づけるKPIsとSPTs、SPTs判定対象事業年度とSPTs判定日、各SPTsの充足要件と適用条件がサステナビリティ・リンク・ファイナンスにかかる法定開示書類（訂正発行登録書や発行登録追補書類等）または契約書類に明記される。サステナビリティ・リンク・ファイナンスのキャッシュフローはSPTsの判定結果と連動し、イオンの経済的インセンティブとして機能する。財務・構造的特性は、重点課題である「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に向けたイオンのコミットメントを強化する。

(4) レポーティング

- ・ 債券の場合、イオンは年1回、KPIsに関する最新の実績値とSPTsの進捗状況、KPIsに関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報をイオンサステナビリティデータブックまたはウェブサイトを開示する。寄付を実施する場合、寄付先、寄付額、寄付の実施時期を同様に開示する。ローンの場合は貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）報告する。

(5) 検証

- 債券の場合、イオンは KPIs に関する最新の実績値について年 1 回、外部検証機関から検証報告書を取得し、イオンレポートまたはウェブサイトで開示する。SPT の達成状況については年 1 回、外部評価機関から報告書を取得し開示する。ローンの場合は、貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）報告書を提出する。

資金調達者の概要と本ファイナンスフレームワークの趣旨

(1) イオンの概要

- 国内流通最大手であるイオングループの純粋持株会社。持株会社はグループ経営機能に特化し、グループシナジーを創出する要として戦略立案や経営資源の最適配分を担っている。1758 年の創業から続く小売事業では GMS（総合スーパー）と SM（食品スーパー）を中心に、ヘルス&ウェルネス（ドラッグストア）など領域特化した専門小売事業も擁し、幅広く展開する。SC（ショッピングセンター）のディベロッパーや総合金融など非小売事業でも強い営業基盤を持つ。各事業が有機的に結びつきグループで相乗効果を発揮するビジネスモデルを確立しており、国内流通市場における存在は大きい。
- 1991 年からの植樹活動³や買物袋持参運動⁴、店舗資源回収運動のほか、2008 年の温暖化防止宣言など、先駆的な環境活動で業界をリードしてきた。2021 年には環境マネジメントにおける世界レベルのベストプラクティス実践企業として、CDP⁵気候変動 A リスト企業に選出され、同制度で 3 年連続の最高評価を受けている。

(2) 本ファイナンスフレームワークの趣旨

- イオンは、ICMA のサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、LMA のサステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に基づき本ファイナンスフレームワークを策定した。本ファイナンスフレームワークは、イオンがサステナビリティ・リンク・ファイナンスを継続的に実施していくことを前提とした、包括的な資金調達の枠組みを規定している。
- サステナビリティ基本方針の策定（2011 年）以来、イオンはグループの成長と持続可能な社会の実現の両立を目指したサステナブル経営を推進してきた。2021 年には気候変動対策の重要性が増していることを踏まえ、パリ協定と整合するより高い水準の CO₂ 排出削減目標を設定し、脱炭素の取り組みを強化している。イオンはサステナビリティ・リンク・ファイナンスを通じてサステナビリティの取り組みを加速し、重点課題である「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」へのコミットメントを強化する。

³ 新店が開店する際に地域の利用客とともに敷地内に地域の環境に合わせた樹木を植樹する「イオン ふるさとの森づくり」を 1991 年から実施している。このほか、公益財団法人イオン環境財団が市民ボランティアとともに世界各地の森林の再生を目指して実施している植樹、東日本大震災の被災地復興・創生支援を目的とした植樹などとあわせ、2022 年 2 月までに合計 1,241 万本超の植樹を実施している。

⁴ 買物袋持参運動を 1991 年から実施しており、2007 年に一部店舗の食品売場でレジ袋の無料配布を終了、有料化制度開始前の 2020 年 4 月から全国の GMS 直営全売場ですべてのレジ袋の無料配布を終了。

⁵ CDP は世界最大規模の情報開示プラットフォーム。2021 年は運用資産総額 110 兆米ドルに相当する約 590 の機関投資家と調達総額が 5.5 兆米ドルに相当する約 200 社の大手購買企業がサプライヤーに対して CDP を通じた環境データの開示を求めており、過去最高となる約 1.3 万社が環境データを提供している。

1. KPIs の選定

評価対象の「KPIs の選定」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

(1) KPIs の概要

- ・ KPIs は以下の KPI-1、KPI-2、KPI-3 で構成される。KPIs はいずれも一貫した方法で測定可能な定量指標であり、ベンチマークや参照値との比較が可能である。
 - KPI-1 は CO₂ 排出量削減率であり、具体的な指標としては店舗使用電力の CO₂ フリー化率（％）を採用する。毎年 4 月 1 日から翌 3 月末日迄を計測期間とし、CO₂ フリー化した年間電力使用量（kWh）を年間電力使用量（kWh）で除した値の百分率として定義する。イオンの連結対象子会社が運営する日本国内の全店舗を対象とする。CO₂ フリー化した年間電力使用量は非化石証書付電力契約により買電した電力使用量と太陽光 PPA により買電したオフグリッド電力使用量の合計である。年間電力使用量は電力会社との直接契約により買電した電力使用量とオンサイト・オフサイト PPA により買電したオフグリッド電力使用量の合計である。非化石証書付電力契約については RE100 の独自要件を満たす属性証明が可能な契約形態を前提としている。外部のベンチマークとして RE100 が推奨する中間目標が利用可能である。
 - KPI-2 は使い捨てプラスチック使用量の削減率（2018 年度比、％）である。毎年 3 月 1 日から翌 2 月末日迄の会計事業年度を計測期間とし、容器包装リサイクル法の特定事業者に該当するグループ各社が同法に基づく定期報告のために把握する容器包装使用量のうち、プラスチック製容器包装⁶と PET ボトルの重量合計（kg）の売上原単位（売上 1 億円当たり）として定義する。政府のプラスチック資源循環戦略⁷を考慮し、ベースラインを 2018 年度の実績としている。外部のベンチマークとして、プラスチック資源循環戦略のマイルストーンやプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が定める 3R 推進のための自主行動計画が利用可能である。
 - KPI-3 は食品廃棄物の削減率（2015 年度比、％）である。毎年 3 月 1 日から翌 2 月の会計事業年度を計測期間とし、食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者⁸に該当するグループ各社が同法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の実施量の把握・報告のため算出する発生原単位⁸（売上高原単位、kg/百万円）として定義する。SDGs を考慮し、ベースラインを 2015 年度の実績としている。外部のベンチマークとして、SDGs のターゲット 12.3 や政府が食品廃棄物等の発生抑制のために設定する業種別目標が利用可能である。
- ・ KPIs は外部からの検証が可能である。KPI-1 については電力会社が発行する明細書、KPI-2 及び KPI-

⁶ PET ボトル以外のプラスチック製容器包装（食品トレイ等）を対象とする。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）の規制対象となるストロー・カトラリー類は別途管理しており KPI-2 の対象外としている。無料配布カトラリー類（ストローを含む）については、主要な店舗で使用しているものを 2022 年 3 月から順次、プラスチック素材から紙や木などの代替素材へ切り替えている。

⁷ 2019 年 5 月に政府が策定したプラスチック資源循環戦略は 6 つの野心的なマイルストーン（①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制、②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル、④2035 年までに使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用、⑤2030 年までに再生利用を倍増、⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入）を掲げている。同戦略では、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルによる再生利用、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることを基本原則としている。

⁸ 食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者⁸に該当するグループ各社の売上高合計。食品廃棄物等多量発生事業者は同法に基づき毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を主務大臣に報告する必要がある。なお、食品廃棄物等の発生量は同法において、①特定肥飼料等の原材料としての利用等再生利用の実施量、②熱回収の実施量、③食品廃棄物等の減量の実施量、④特定肥飼料等以外の製品原材料としての利用等①～③以外の実施量の合計に⑤食品廃棄物等を廃棄物としての処分の実施量を加えた量として規程されている。

3 については廃棄物処理委託業者が発行する産業廃棄物管理票（電子マニフェスト等）や再資源化事業者が発行する伝票類といった信頼性のあるエビデンスを裏付けとしている。

■（参考）KPIs の実績推移*

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
KPI-1: 年間使用電力量の CO ₂ フリー化率 (%)	-	-	-	-	-	-	3.13%
KPI-2: 使い捨てプラスチック 使用量の削減率 (2018 年度比)	-	-	-	0%	0.5%	10.5%	8.5%
KPI-3: 食品廃棄物の削減率 (2015 年度比)	0%	3.6%	9.9%	9.7%	16.3%	17.9%	24.2%

*過去実績は未検証の数値

[出所：イオンサステナビリティデータブック及びイオンからの情報提供をもとに R&I 作成]

(2) KPIs の重要性

- ・ KPIs は以下の観点からグループの事業全体と関連する中核的な指標である。
 - GMS 及び SM を含む小売事業と結びついている。
 - 自社の事業活動からの直接・間接排出（Scope1・2 総量）に加え、サプライチェーンの上流・下流における事業活動からの間接排出のうち重要な部分（主に Scope3 のカテゴリー1「購入した製品・サービス」）の削減も促す内容といえる。
- ・ KPIs は以下の通りイオンのサステナビリティ経営において戦略的意義を有するとともに、国や業界の課題に対応するものである。
 - KPI-1 はイオンサステナビリティ基本方針で定める重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」に対応している。イオンの CO₂ 排出量の約 9 割が電力由来であり、その電力使用量は日本全国の約 1.0%に相当するという。イオンはエネルギーの効率化と環境負荷の軽減がグループの最重要課題であるとの認識のもと、パリ協定と整合する脱炭素化の取り組みを進めてきた。2018 年にイオン脱炭素ビジョン 2050⁹を策定し、RE100¹⁰にも加盟した。2021 年にはより高い CO₂ 排出削減目標を設定し、SBT 1.5°C¹¹の更新認定を受けるとともに、新たな CO₂ 排出削減目標に基づき脱炭素ビジョンを改訂、国内全店舗の脱炭素化を 2040 年に達成すると掲げた。中間目標を「2030 年までに店舗使用電力の 50%を再生可能エネルギーに切り替え（国内）」とした。イオンは KPI-1 を当該中間目標に基づき設定している。

気候変動問題は人類共通の喫緊の課題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC¹²）が 2021

⁹ 「店舗」、「商品・物流」、「お客さまとともに」の 3 つの視点で CO₂ 等の排出削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献するとした。店舗で排出する CO₂ 等を 2050 年までに総量でゼロにするとした。

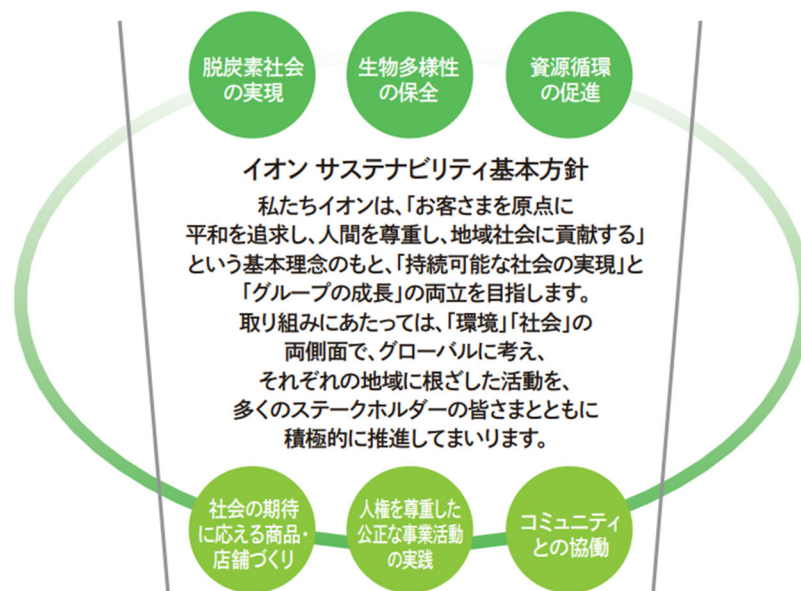
¹⁰ RE100 は Renewable Energy100%の略で事業を 100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目標とする企業連合。パリ協定達成を目的にエネルギーや気候変動適応などを推進する国際 NGO のクライメイトグループ（The Climate Group）が運営する国際イニシアチブ。

¹¹ SBT はサイエンス・ベースド・ターゲッツの略。5~15 年先を目標年として企業が設定する GHG 削減目標が世界の気温上昇を産業革命前より 2°Cを十分に下回る水準（Well Below 2°C）に抑えるか、または 1.5°Cに抑える水準と整合的であることを認定している。

¹² IPCC は Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）

年 8 月に公表した第 6 次評価報告書（第 1 作業部会報告書）では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などは、地球温暖化の進行に直接関係していることは疑う余地がないとされ、気候変動問題を世界各国が取り組まなければならない課題としている。また、国際エネルギー機関（IEA）が 2021 年 5 月に公表した「2050 年ネットゼロに向けたロードマップ」は、ネットゼロ排出シナリオが前提とする世界的なエネルギーシステム転換の方向性として、再生可能エネルギーの主力電源化を示唆している。日本においても 2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画の中で、脱炭素社会の実現に向け、「S+3E¹³を大前提に再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」としており、太陽光については電力の自家消費や地産地消を可能とする分散型エネルギーリソースとして地域の災害レジリエンス向上の観点からも活用が期待されるとしている。イオンは店舗使用電力の CO₂ フリー化を進める過程で、再エネの自家消費や地産地消を可能とする多様な調達手段を開拓し、複線的に調達量を拡大していくことを目指している。KPI-1 はイオンの小売事業を通じて、国内の再エネ主力電源化や災害レジリエンス向上といった社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。

■ イオン サステナビリティ基本方針（2018 年 9 月改訂）

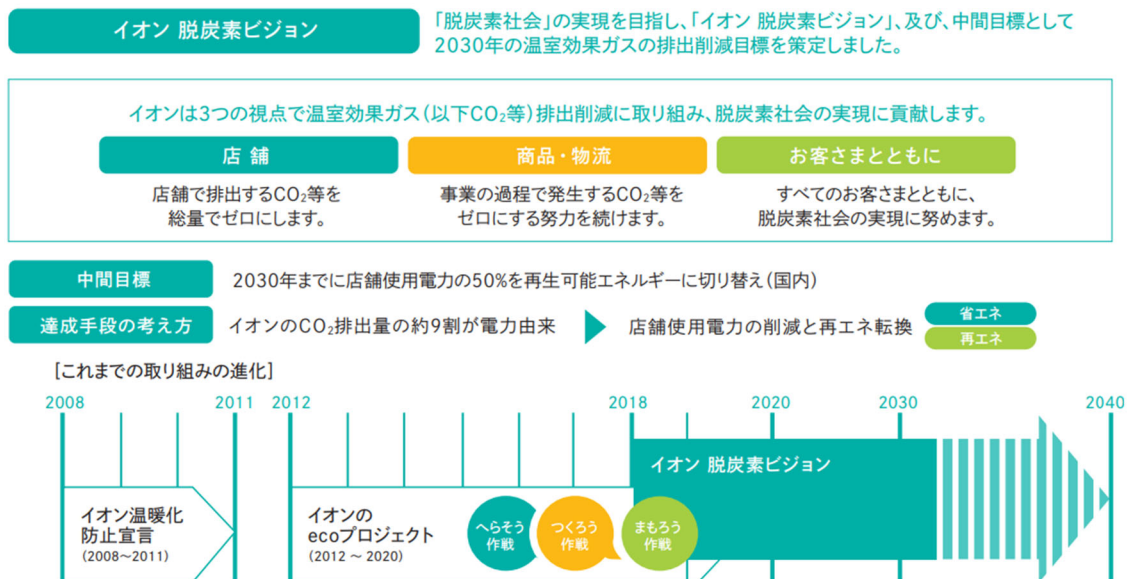


[出所：イオンサステナビリティデータブック 2022]

と世界気象機関（WMO）により設立された組織。気候変動を 1.5℃未満に抑え、パリ協定で合意した世界的な共通目標を達成するには、2050 年までに世界の CO₂ 排出量をネットゼロにしなければならないとした「1.5℃特別報告書」（2018 年 12 月発表）はその後における各国の産業・エネルギー政策や企業行動に大きな影響を与えた。

¹³ S+3E は日本のエネルギー政策の基本方針であり、安全性（Safety）の確保を大前提に、気候変動対策（Environment）を進める中でも安定供給の確保（Energy Security）やエネルギーコストの低減（Economic Efficiency）を図るとの考え方。

■ イオン 脱炭素ビジョン（2021 年 7 月策定）

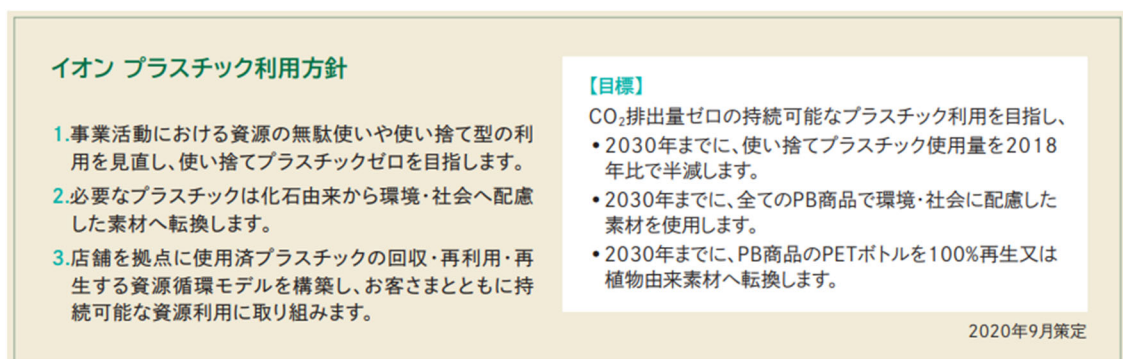


[出所：イオンサステナビリティデータブック 2022]

- KPI-2 はイオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは2020年9月、2030年までに使い捨てプラスチックの使用量を2018年度の半分に減らすこと、トップバリュで使用するプラスチックを環境・社会に配慮した素材に変更し、ペットボトルについては100%再生または植物由来素材への転換を目指すことを、イオンプラスチック利用方針として掲げた。KPI-2 は当該目標に基づき設定している。

2018年6月に発表された国連環境計画（UNEP）の報告書『シングルユースプラスチック』によれば、2015年の世界のプラスチック製品の生産量において、パッケージ産業が最多の36%を占め、プラスチック廃棄物の排出量においても、容器包装やペットボトルを含むパッケージが47%で最多であったとされる。同報告書は各国における人口1人あたりプラスチック容器包装の廃棄量を比較した場合、日本は米国に次いで世界で2番目に多いと指摘している。KPI-2 はイオンの小売事業を通じて、生産者や消費者に使い捨てプラスチックの使用量削減と持続可能な生産・消費形態への移行を促すもの。プラスチックの生産・廃棄にともなう温室効果ガスの排出、マイクロプラスチックの流出による海洋汚染といった、プラスチックにまつわる複合的な社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。

■ イオン プラスチック利用方針（2020 年 9 月策定）



[出所：イオンサステナビリティデータブック 2022]

- KPI-3 はイオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは 2017 年 10 月、食品廃棄物を 2025 年までに発生原単位で半減（2015 年度比）させること、及び「食品資源循環モデル」を 2020 年までに全国 10 カ所以上（対象 1,000 店舗以上）で構築することをイオングループ食品廃棄物削減目標として策定した。イオンは KPI-3 を当該目標に基づき設定している。

国際連合食料農業機関（FAO）が 2011 年に発表した「世界の食料ロスと食料廃棄」では、食品として生産されたものの 3 分の 1 相当が廃棄されているとし、中・高所得国については、主としてフードサプライチェーンにおける協調の欠如と消費習慣が原因で、食料として生産されたもののうちかなりの割合が消費段階で無駄にされていること、一人当たりの食料ロスは開発途上国よりも先進国で相対的に多く発生していることなどの問題を提起した。食料ロス・廃棄について、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）として「12.3：2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」及び「12.5：2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」が設定された。

IPCC が 2019 年 8 月に公表した土地関係特別報告書は、食料ロス・廃棄量を削減し、食に関する消費行動に変化を促すような食料システム政策が温室効果ガスの低排出シナリオ等を可能とする（確信度が高い）こと、食料生産のための土地を減少させることで気候変動適応に貢献する（確信度が中程度）ことなどを示唆している。KPI-3 はイオンの小売事業を通じて、生産者や消費者に持続可能な食料システムへの移行を促すもの。食料の過剰生産、食料ロス・廃棄にともなう温室効果ガスの排出といった複合的な社会課題への対策に資するとの意義を併せ持っている。

- ・ KPIs はイオンの経営陣のもとで以下の通り管理される。

- KPIs の進捗については各 KPI の推進責任部署・責任者からの報告を受けて環境・社会貢献部が取り纏めている。環境・社会貢献部は達成状況を毎年把握・管理し、グループ環境・社会貢献責任者会議を通じて活動のフォローアップを実施する。KPIs の実績については、重要度に応じて「イオン・マネジメントコミッティ」及び取締役会に報告する。重点課題に関連する取り組みは毎年度発行するイオンレポートで開示している。

■ イオンのサステナブル経営 推進体制図



[出所：イオン サステナビリティ・リンク・ファイナンス フレームワーク 2023 年 7 月]

2. SPTs の設定

評価対象の「SPTs の設定」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

(1) SPTs の概要

- ・ SPTs は以下の SPT-1、SPT-2、SPT-3 で構成される。
 - SPT-1 は 2030 年までに店舗使用電力量の 50%を再生可能エネルギーに切り替えることである。イオン脱炭素ビジョン（2021 年 7 月改訂）では、2040 年までに店舗で排出する CO₂ 等の総量をゼロとする長期目標を設定しており、SPT-1 はその中間目標として定めたものと同一である。
 - SPT-2 は 2030 年までに使い捨てプラスチック使用量を 2018 年度比で 50%削減することである。SPT-2 はイオンプラスチック利用方針（2020 年 9 月策定）において、リデュースに関する目標として設定したものと同一である。
 - SPT-3 は 2025 年までに食品廃棄物（発生原単位ベース）を 2015 年度比で 50%削減することである。SPT-3 はイオン食品廃棄物削減目標（2017 年 10 月策定）において、リデュースに関する目標として設定したものと同一である。

(2) SPTs の野心性

- ・ SPT-1 は以下の点から野心的である。
 - SPT-1 は科学的に根拠があると認められた CO₂ 排出削減目標（SBT 1.5℃）と整合的である。改定後のイオン脱炭素ビジョンとその中間目標は、SBT 1.5℃認定を取得したイオンの CO₂ 排出削減目標に基づいて策定されている。
 - SPT-1 は RE100 が推奨する中間目標と整合的である。RE100 は遅くとも 2050 年までに事業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを要件としており、また 2020 年に 30%、2030 年に 60%、2040 年に 90%を上回る水準の中間目標を推奨している。SPT-1 は 2020 年を起点として年間約 5.0%速度で CO₂ フリー化を進めることと同義であり、これは 2020 年を起点として 2040 年に 90%以上を達成するのに必要な速度と整合している。
 - 脱炭素ビジョンの改訂以降、国内店舗のうち SC 業態のイオンモールを対象に CO₂ フリー化に着手している。イオンモールの店舗数のみを分母として算出した 2022 年 2 月期の実績は 3.13%に留まる。SPT-1 は、対象店舗を他の SC・GMS にも拡大した上で 2030 年度までに CO₂ フリー化率を 50%以上に引き上げることにコミットするもの。従来通りの取り組みでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。
 - SPT-1 の達成に向け、イオンは再エネの自家消費や地産地消を可能とする多様な調達手段を開拓し、複線的に調達量の拡大を進めていく。主な調達手段はオンサイトの屋根・カーポートを活用した PPA¹⁴に加え、オフサイトでは耕作放棄地や遊休地での低圧・分散型太陽光発電¹⁵からの自

¹⁴ PPA モデルは Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略。電力会社等の PPA 事業者が電力需要家の敷地や屋根等のスペースを借り太陽光発電システムを設置し、そこで発電した電力を電力需要家に販売する事業モデル。

¹⁵ 低圧・分散型太陽光発電は、耕作放棄地を中心とする遊休地を活用した環境負荷の少ない再エネ電源。グループ会社のイオンモールは 2022 年秋に国内最大規模のオフサイトコーポレート PPA を全面稼働する。全国約 740 か所に分散する低圧太陽光発電所（合計約 65MW 規模）で発電した再エネ電力を、一般送配電事業者の送配電ネットワークを経由して、全国のイオンモール約 30 施設に自己託送する。

己託送¹⁶や野立て・営農型太陽光発電¹⁷、一般家庭からの卒 FIT 余剰電力の買い取り等を拡大していくことが想定され、不足分については地域の再エネ由来の非化石証書付電力を系統電力から調達するなどで補う。各電源の年度調達可能計画に従い、年度毎の最適な組み合わせで必要な調達量を安定的に確保する。

- ・ SPT-2 は以下の観点から野心的である。
 - SPT-2 は 2018 年度を起点に 2030 年までに年間約 4.2% の速度で排出抑制を進めることと同義である。これはプラスチック資源循環戦略¹⁸のマイルストーンやプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が定める 3R 推進のための自主行動計画といったベンチマークを大きく上回る（下表参照）。
 - 2021 年度の実績から、イオンは年平均約 2.8% の速度で削減を進めてきたといえる。SPT-2 は 2030 年度までにこれを年平均約 4.6% に引き上げることに相当するもの。SPT-2 は従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。
 - SPT-2 の達成に向け、イオンは PB 商品における飲料のラベルレス化¹⁹、洗剤の量り売り、バイオマス素材使用などの環境配慮型商品の導入²⁰、Loop 小売店モデル²¹の活用といった取り組みを拡大し、リデュース活動を加速化する。これらの実施に際しては、サプライチェーンにおける生産者、消費者、従業員、再生事業者等の多様なステークホルダーとの協働が欠かせないため、目標達成の難易度は高い。

¹⁶ 自己託送は遠隔地の太陽光発電設備で発電した電気を一般送配電事業者の送配電ネットワークを介して自社または自社グループの施設へ送電するサービス。

¹⁷ 営農型太陽光発電は農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する手法。売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等により農業経営の更なる改善が期待できる。

¹⁸ 2019 年 5 月に政府が策定したプラスチック資源循環戦略は 6 つの野心的なマイルストーン（①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制、②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに、③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル、④2035 年までに使用済みプラスチックを 100% リユース等により、有効利用、⑤2030 年までに再生利用を倍増、⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入）を掲げている。同戦略では、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルによる再生利用、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることを基本原則としている。

¹⁹ 2021 年に PB 飲料でペットボトルのラベルを省いた天然水のケース販売を開始、使い捨てプラスチックの発生抑制を図っている。

²⁰ トップバリュ商品の開発段階で軽量化・肉薄化、素材変更、リサイクルや詰め替え商品の開発等を積極的に進めている。2020 年には再生 PET 樹脂を 95% 使用した肌洗剤や同 20% 使用した茶飲料を発売したほか、植物由来のバイオマス原料を 10% 配合したフィルムや植物由来成分配合のインクを使用した包装材商品をトップバリュ環境配慮素材マーク対象商品の第一弾として提供開始した。また 2021 年からは店頭で回収したペットボトルを原料とする再生 PET 樹脂で再製品化して販売する「ボトル to ボトル プロジェクト」を開始している。

²¹ Loop（ループ）は、従来使い捨てされていた洗剤やシャンプーなどの日用消耗品や食品などの容器や商品パッケージを、ステンレスやガラスなど耐久性の高いものに変え、繰り返し利用を可能にする新たな商品提供システム。日用消耗品や食品など繰り返し使えるリユース容器を利用した商品のショッピングプラットフォーム「Loop」に参画し、2021 年より首都圏の一部で Loop に参画するメーカー 6 社、計 13 品目の販売を開始している。

	2018	2019	2020	2021	2025	2030
SPT-2	-	-	-	-	-	50%
実績	-	0.5%	10.5%	8.5%	-	-
使い捨て プラスチック 使用量の削減率						
ベンチマーク 注1 プラ資源循環戦略	-	-	-	-	-	25%
ベンチマーク 注2 PPRC 自主行動 計画 2025 (2004 年度比)	-	-	-	-	22%以上 プラ容器包装 25%以上 PET ボトル	-

注 1) プラスチック資源循環戦略は野心的なマイルストーンの一つとして 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することを掲げている（基準年は設定されていない）。

注 2) プラスチック容器包装リサイクル推進協議会（PPRC）が策定した第 4 次自主行動計画（2021～2025 年度）における 2025 年度のリデュース目標。同計画ではリデュース・リユース・リサイクル（3R）のそれぞれに素材別の数値目標を設定。リデュースに関しては、プラスチック容器包装はリデュース率で 2004 年度比 22%以上、PET ボトルは 1 本／1 缶あたり平均重量の軽量化率で 2004 年度比 25%以上としている。

[出所：イオンサステナビリティデータブック及びイオンからの情報提供をもとに R&I 作成]

- ・ SPT-3 は以下の観点から野心的である。
 - SPT-3 は 2015 年度を起点に 2025 年まで年間約 5.0%の速度で食品廃棄物の発生抑制を進めることと同義である。これは SDGs のターゲット 12.3 や政府が食品廃棄物等の発生抑制のために設定する業種別目標を大幅な前倒しで達成することに相当する（下表参照）。
 - イオンの 2021 年度の食品廃棄物発生原単位は 27.0 (kg/百万円) であり、農林水産省が 2019～2023 年までのリデュース目標として定める 44.9 (kg/百万円) を達成している（下表参照）。SPT-3 は 2025 年までに 17.8 (kg/百万円) に到達することと同義であり、現状維持に留まることなく、ベストプラクティスに向けた更なる改善努力を促している。
 - 2021 年度の実績から、イオンは年平均約 4%の速度で削減を進めてきたといえる。SPT-3 は 2025 年度までにこれを年平均約 6.5%に引き上げることに相当するもの。SPT-3 は従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。
 - SPT-3 の達成に向け、イオンは製造・加工段階における小分け・小容量サイズへの見直し、新技術導入による消費期限の延長、賞味期限の年月表示への切り替え²²、店舗での廃棄量の可視化等の取り組みに加え、売れ残りや過剰発注の防止に資する AI²³・デジタル技術導入を拡大し、リデュース活動を加速化する。これらの実施に際しては、サプライチェーンにおける生産者、消費者、従業員等の多様なステークホルダーとの協働が欠かせないため、目標達成の難易度は高い。また、グループ各社の取り組み進捗にはばらつきがあることから、戦略的にグループの底上げを図っていくことも重要な要素となる。

²² 食品衛生法では賞味期限が 3 か年以上の食品については年月表示が可能である(期限日の表示義務はない)。商習慣として定着している年月日表示が日付順に納入される流通段階でのロス拡大に繋がるため、賞味期限が 3 か年以上の食品については年月表示への切り替えが奨励されている。イオンでは 2018 年 4 月から賞味期限 1 年以上の PB 加工食品について順次、年月表示への移管を進めている。

²³ 「AI カカク」は販売実績や天候・客数などの環境条件を AI が学習し、総菜売場の商品のバーコードを読み取り、陳列数を入力するだけで適切な割引率を提示する AI システム。2021 年 7 月までにグループ会社のイオンリテールが運営するほぼ全店で導入されている。データに裏付けされた価格で販売することで売れ残り商品を減らし、食品ロス削減の取り組みにもつながるほか、値下げや売り切り業務に関わる教育時間が軽減できるなどの効果が見込めるとされる。

	2015	2019	2020	2021	2023	2025	2030
SPT-3	-	-	-	-	-	50%	-
イオン 食品廃棄物発生原単位 (kg/百万円)	35.6	29.8	29.2	27.0	-	17.8	-
上記削減率 (2015 年度比)	0%	16%	18%	24%	-	50%	-
食品廃棄物 (発生原単位) の削減率							
ベンチマーク① 農林水産省 食品小売業発生原単位 (kg/百万円) 注1	-	-	-	-	44.9	-	-
ベンチマーク② 農林水産省 事業系食品ロス量削減 率 (2000 年度比) 注2	-	-	-	-	-	-	50%
ベンチマーク③ SDGs ターゲット 12.3 注3	-	-	-	-	-	-	50%

注 1) 農林水産省は食品リサイクル法の最優先事項である発生抑制について、業種別目標 (2019 年度~2023 年度) を設定している。イオンは食品小売業に属している。

注 2) 食品ロスは「国民に提供された食料のうち本来食べれるにもかかわらず廃棄されている食品」(農林水産省) である。事業系食品ロスは事業系食品廃棄物 (有価物や不可食部分を含む) の中でも、可食部分に相当する売れ残り、規格外品、返品、食べ残しなどである。食品廃棄物の年間発生量に食品リサイクル法の定期報告者に対するアンケート調査から得られた可食部割合を乗じて推計される。農林水産省の令和 2 年度推計によれば、事業系の食品廃棄物の発生量 1,624 万 t のうち食品ロスは 275 万 t とされる。なお 2000 年度は食品リサイクル法の成立年度。

注 3) SDGs ターゲット「12.3: 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」

[出所：イオンサステナビリティデータブック及びイオンからの情報提供をもとに R&I 作成]

- ・ 上記 SPT-1~3 に加え、本ファイナンスフレームワークに基づき調達する債券やローンの年限に応じ、期中のマイルストーン SPT を設定することがある。マイルストーン SPT を定める場合は、第三者評価機関より適合性評価を追加的に取得するとともに、ファイナンス実行の都度、債券の法定開示書類 (訂正発行登録書や発行登録追補書類等) もしくはローンの契約書類等にて規定する。
- ・ 本ファイナンスフレームワークに基づきサステナビリティ・リンク・ローンを実行する場合は、年次 SPT も設定する。年次 SPT の内容については第三者評価機関より適合性評価を取得するとともに、ローン実行の都度、契約書類等で規定する。
- ・ 大幅な事業ポートフォリオ変更等が発生し、本ファイナンスフレームワークで定めた SPTs の設定を見直す必要があると判断した場合には、関係者と協議の上で第三者評価機関より改めて各種原則への適合性評価を取得する。ただし、見直しが発生した場合においても、既に調達済のサステナビリティ・リンク・ファイナンスについては、調達時点で設定済の SPTs が継続適用される。

3. 債券・ローンの特性

評価対象の「債券・ローンの特性」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ 本ファイナンスフレームワークの適用対象は債券とローンを想定している。
- ・ 本ファイナンスフレームワークで規定する SPTs の達成状況に応じて寄付が義務付けられる。
- ・ SPT 未達成の場合、償還までに、債券もしくはローンによる調達額に対して各 SPT の充足条件に応じた金額の寄付を行う。
- ・ 寄付先の候補は、環境・社会貢献部にて SPT 未達成の要因を精査の上、脱炭素に資する活動をしている公益社団法人・公益財団法人・国際機関・自治体認定 NPO 法人・地方自治体やそれに準じた組織とし、適切な先を選定する。現時点の候補として公益財団法人イオン環境財団²⁴を想定している。なお、本ファイナンスフレームワークに基づいて実施する寄付は同一団体に対するその他の寄付行為に何ら影響を与えない。
- ・ サステナビリティ・リンク・ファイナンスの財務・構造的特性を定義づける KPIs と SPTs、SPTs 判定対象事業年度と SPTs 判定日、各 SPTs の充足要件と適用条件がサステナビリティ・リンク・ファイナンスにかかる法定開示書類（訂正発行登録書や発行登録追補書類等）または契約書類に明記される。サステナビリティ・リンク・ファイナンスのキャッシュフローは SPTs の判定結果と連動し、イオンの経済的インセンティブとして機能する。サステナビリティ・リンク・ファイナンスの財務・構造的特性は、重点課題である「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に向けたイオンのコミットメントを強化する。

²⁴ 助成・支援、植樹、顕彰、環境教育を柱とした公益事業を営む（<https://www.aeon.info/ef/>）。イオンの基本理念「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」のもと、岡田卓也氏（イオン株式会社名誉会長相談役・公益財団法人イオン環境財団理事長）他 2 名からの寄付を基本財産として 1990 年 12 月設立。1991 年に特定公益増進法人の認可を受けた後、2009 年に公益財団法人に移行。

4. レポーティング

評価対象の「レポーティング」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ 債券の場合、イオンは年 1 回、KPIs に関する最新の実績値と SPTs の進捗状況、KPIs に関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報をイオンレポートまたはウェブサイトで開示する。寄付を実施する場合、寄付先、寄付額、寄付の実施時期を同様に開示する。
- ・ ローンの場合、イオンは年 1 回、KPIs に関する最新の実績値と SPTs の進捗状況、KPIs に関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報を貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）報告する。年次 SPT の設定等が伴うことから、競争上の観点により一般開示は行わない。寄付を実施する場合、寄付先等を貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）報告する。
- ・ M&A、各国規制の変更等事業構造に重大な影響を与える可能性のある事象が発生し、KPI の定義や SPT の設定を変更する必要がある場合、変更事由や再計算方法を含む変更内容を開示する予定である。

5. 検証

評価対象の「検証」は以下の観点からサステナビリティ・リンク・ボンド原則（2023）、サステナビリティ・リンク・ローン原則（2023）、環境省の「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」に適合している。

- ・ 債券の場合、KPIs に関する最新の実績値について年 1 回、外部検証機関から検証報告書を取得のうえ、イオンレポートまたはウェブサイトで開示する。SPT の達成状況については年 1 回、外部評価機関から報告書を取得し開示する。
- ・ ローンの場合、KPIs に関する最新の実績値について年 1 回、外部検証機関から検証報告書を取得のうえ、貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）提出する。SPT の達成状況については年 1 回、外部評価機関から報告書を取得し貸付人に（シンジケート方式の場合はエージェントを通じて）提出する。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係および人的関係はありません。